[事案 2019-190] 保険料振替利息免除請求

· 令和 2 年 4 月 3 日 裁定終了

<事案の概要>

保険料滞納や催促の通知もなく、保険料自動貸付制度が適用されたことを理由に、貸付利息の支払免除を求めて申立のあったもの。

<申立人の主張>

平成7年11月に申立人配偶者が契約した2件の終身保険(平成14年2月に申立人に契約者変更)について、平成14年3月に自動振替貸付制度が適用されていたが、保険料の滞納が分かる通知がなく、催促されたことや滞納している自覚もなかった。しかし、不審に思い保険会社に問い合わせたところ、保険料の滞納が発覚したので、未払保険料の元本は支払うが、利息については免除してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)保険料自動貸付制度が適用された際に申立人宛に通知を郵送したところ、申立人より、自 分の責任ではないのに同制度が適用され返済を求められていることについて、不服を伝え てきたことから、当時から保険料未払及び同制度の適用について認識していた。
- (2) 申立人宛には、立替金残高、今回の利息額及び残高計の記載があり、払込票が付されている「お立替金の利息繰り入れのお知らせ」を、2 契約で計38 通郵送している。
- (3) 毎年一回郵送している契約内容をお知らせする書面にも、立替金残高が明記されている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立てに至る経緯を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が、保険料未払いについて認識していたことは明らかであり、また、 保険会社からの通知に記載された内容を理解し、返済手続をすることは可能であったことから、保険料自動貸付制度適用にかかる利息の免除は認められず、その他保険会社に指摘すべき 特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。